

平成29年度県予算編成並びに
施策に関する要望事項

（ 総合政策部・県民生活部
環境森林部・保健福祉部
農政部・県土整備部
教育委員会 ）

栃木県町村会

目 次

総合政策部

- 第77回国民体育大会及びプレ大会開催に伴う各種補助金制度の制定
について . . . 1
- 給付型奨学金制度の導入について . . . 2

総合政策部・県土整備部

- 地方創生に向けた取組に対する支援について . . . 3

県民生活部

- 東日本大震災に係る災害援護資金の償還免除要件の緩和について . . . 4

環境森林部

- とちぎの元気な森づくり県民税事業の継続について . . . 5

環境森林部・農政部

- 鳥獣被害防止事業の財源確保について . . . 6
- バイオマス事業推進のための補助事業の創設について . . . 7

保健福祉部

- 保険診療適用外の不育症検査・治療費用の助成制度の創設について . . . 8
- 健康マイレージ制度の導入について . . . 9
- 認定こども園施設整備に対する支援について . . . 10
- 老人保健福祉施設整備における土地要件の緩和について . . . 11
- 在宅医療・介護連携推進事業に対する支援について . . . 12

県土整備部

- 通学路における国県道の道路拡幅及び歩道の整備促進について・・・13
- 自然災害被災箇所の早期復旧及び災害に強いインフラ整備の促進
について・・・14

教育委員会

- 学力向上対策の充実・強化について・・・15
- 特別支援教育に係る支援体制の充実について・・・16
- 非常勤講師の増員と弾力的な配置について・・・17
- 公立小・中学校統合に関わる助成制度の創設について・・・18
- 栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について・・・19
- スクールソーシャルワーカーの補助事業化について・・・20
- 不登校児童生徒対策への支援について・・・21

【総合政策部】

第77回国民体育大会及びプレ大会開催に伴う各種補助金制度の制定について

第77回国民体育大会開催に伴い、今秋には中央競技団体の視察が行われますが、各種競技が行われる予定の各町保有の体育館や体育センター等の施設は老朽化している施設が多く、各団体から施設の問題点並びに大規模な改修を求められることが想定され、施設改修に多くの費用を要することが懸念されております。

つきましては、少なくとも補助率1/2として充実した補助制度を制定されますよう要望いたします。また、今後の施設改修計画を立案する必要から、早期の補助制度の制定をお願いいたします。

併せて、大会及びこれに先立つプレ大会の開催に際しては、経費縮減の考えから観覧席や空調設備など仮設の施設での対応も行う必要があります。これらの仮設施設設営に対する補助制度についても少なくとも補助率1/2とするよう、要望いたします。

【総合政策部】

給付型奨学金制度の導入について

市町では、修学の意欲と優秀な素質を持ちながら、経済的理由により修学が困難な方を支援するため、各種奨学金制度を実施しております。

しかしながら、限られた財源の中での運用であるため、奨学金の金額などは十分な状況とはいえず、拡充が求められているところです。

一方、日本学生支援機構などが実施している貸与型の奨学金については、若年層の貧困拡大により、奨学金を利用して苦勞して大学を出ても、「返したくても返せない」人が増え、貧困の連鎖から抜け出せないなどの弊害が指摘されております。

現在、国においては、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に大学生等を対象とした返済不要の給付型奨学金の「創設に向けた検討」が盛り込まれたことを受け、制度設計の検討チームを設置し、平成30年度からの給付開始を目指し検討が進められております。

つきましては、国に対して給付型奨学金の制度設計・導入を速やかに行うよう、積極的な働きかけを要望いたします。

地方創生に向けた取組に対する支援について

地方の人口減少は、東京圏への一極集中や深刻な少子高齢化、産業の海外流出など様々な影響を受け、極めて厳しい状況に置かれております。

地方創生に向けた取組において、移住・定住に繋がる企業誘致や、将来の移住・定住に繋がる若者を確保するためには、その受け皿となる都市基盤と良好な住環境の整備促進が求められるところです。

つきましては、市町が、地域の特性を活かしながら、自主性・独自性を最大限に発揮して地方創生に取り組めるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 定住人口の確保、産業の定着化のための「都市計画道路の整備」や「土地区画整理事業」に対する財政支援を維持すること。
- 2 地方創生に向けた市町の取組に関する相談体制の強化、県独自の人口減少対策施策の積極的な推進、補助金や法規制の緩和に関する国への働きかけを実施していくこと。

【県民生活部】

東日本大震災に係る災害援護資金の償還免除要件の緩和について

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金は、市町村が県から原資を借り受け、被災者に貸し付けを行うものですが、借受人が民事再生者となった場合、債務は一部免除されますが、同法では民事再生は償還免除の要件ではないため、免除された債務についても町の債務として残ることとなります。

同法では、償還免除の要件として、「借受人が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったと認められるとき」と定められていますが、東日本大震災に係る災害援護資金の償還免除については、政令で特別に「支払期日到来から 10 年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合とする」とされました。「民事再生による免責分」がこれに該当することは明らかであると思われませんが、政令の具体的運用方針が示されていないことから、取扱いに苦慮しています。

つきましては、早期に運用方針を示すこと、及び支払期日到来から 10 年を待つことなく償還免除となるよう、償還免除要件を緩和することについて国に働きかけて下さるよう要望いたします。

【環境森林部】

とちぎの元気な森づくり県民税事業の継続について

平成29年度で課税期間が終了する「とちぎの元気な森づくり県民税」の継続については、県主催の市町村長会議においても市長会と共同の協議事項として提出したところであり、現在、あり方検討会等において議論が進められていると伺っております。

先ごろ実施した首長へのアンケートでは、里山林の管理に関して補助対象期間終了後の継続的な維持管理の課題や事業実施個所の再実施を求める意見が多く、また、現在の取り組み内容を一部見直して継続すべきとの回答が多い結果となっており、次期事業については、里山林の保全、搬出間伐・皆伐や獣害対策が上位を占めています。

つきましては、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」の継続に当たっては、県民全体で森林の大切さを理解し、元気な森を次の世代に引き継いでいくという同事業の趣旨が十分な理解を得ることに引き続き努め、アンケートで寄せられた課題を解決しよりよい事業とされるよう要望いたします。

鳥獣害防止事業の財源確保について

鳥獣による被害は、農作物だけでなく、生活環境にまで及んでおり、全国的に深刻な状況となっております。

こうした中、国は、10年後（平成35年度）までにシカ、イノシシの個体数を半減させることを目指し、市町村による有害捕獲の強化のため、鳥獣被害防止総合対策事業の中で捕獲活動支援金をはじめとした各種対策費を予算化しております。

しかしながら、十分に財源が確保されているとは言えない状況であり、捕獲実績に応じた財源の確保がなされない場合、捕獲者の意欲低下につながり、年間を通しての捕獲推進に深刻な悪影響を及ぼすことになりかねません。

つきましては、被害対策を進めるためには、鳥獣被害防止対策事業の充実強化が必要でありますので、捕獲活動支援金をはじめとした各種対策のための予算を十分に確保されるよう、国に対し働きかけることを要望いたします。

バイオマス事業推進のための補助事業の創設について

我が国における低炭素社会の実現に向けての施策はますます重要な課題となつてきております。

栃木県におかれましては、本年3月に「栃木県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制・削減策として再生可能エネルギーの利活用を施策の一つに掲げ、メニューの一つとしてバイオマスエネルギーの利用を示されております。

バイオマスエネルギーの一つである木質バイオマスは、二酸化炭素の排出量を抑制・削減する地球温暖化対策の重要な手段とされているほか、地域における資源の循環・再生産により持続的に発展できる地域づくりにも貢献するものであり、本県においても、茂木町内に木質ペレット製造プラントが建設されるなど、地域の資源を地域内で利活用する新たな事業も興されており、木質バイオマス資源を地域内で循環させ、一層の活用が図られる支援策の構築が急務となっております。

こうした中、県内の一部市町においては、地球温暖化の防止や森林整備の促進を図ること等を目的として、住民を対象に木質バイオマスストーブの購入経費に対する補助を行っているところもありますが、各市町の財政状況により、補助額や予算額も少額となっております。

つきましては、バイオマス製品の需要拡大を図り、県内の温室効果ガス排出量の削減及び環境保全並びに地域経済の活性化に資するため、木質バイオマス燃料とした暖房機器（園芸ハウス用暖房機、ボイラー温水器、ペレットストーブなど）の導入や購入に対する補助事業を創設されるよう要望いたします。

【保健福祉部】

保険診療適用外の不育症検査・治療費用の助成制度の創設について

厚生労働省科学研究班においては、「妊娠をしても2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡により児が得られない場合」を不育症と定義しております。

不育症は専門外来で検査・治療を行うと、8割以上が無事出産できており、専門医への受診が不育症対策に効果的ですが、まだまだ不育症を知らない人が多く、不育症の周知やその家族への理解の促進が必要です。

不育症の検査・治療費には、保険診療が適用となるものが多くありますが、一方で保険診療が適用とならない検査・治療を受け、出産に至るまでに数十万円の費用を要することもあり、子どもを望む夫婦にとって、その経済的な負担は決して軽いものではありません。

こうしたことから、県内の一部の市町においては、保険適用外の不育症検査・治療に対する助成制度を設け、子どもを望む夫婦に対する支援をおこなっているところでもあります。

県におかれましては、不妊専門相談センターを設置し、不育症に関する情報提供や相談、医療機関の情報提供等を行っているところですが、子どもを望む夫婦に対して、不育症の検査・治療に対する経済援助を行うことは、少子化対策としても非常に有効であると思われまます。

つきましては、子どもを望む夫婦への援助として、保険診療適用外の不育症検査・治療費に関する助成制度を創設くださいますようお願いいたします。

また、不育症の周知や理解の促進、相談体制の充実強化、専門医の育成と検査・治療を行う病院数の増加対策など、不育症に対する総合的な支援体制の構築を図られるよう併せて要望いたします。

【保健福祉部】

健康マイレージ制度の導入について

『健康マイレージ制度』は、疾病予防や健康増進に努力した人にインセンティブを付与する取り組みで、健康の維持増進のための動機付けや、継続実施を促す手段として有効であると考えられ、県内の各市町においても、導入の動きが広がりつつあります。

現在、多くの市町で導入されているのが、住民の健康づくりをサポートする仕組みで、健康診断の受診や健康や運動に関するイベントへの参加などでポイントを付与し、当該市町の協力店で利用できる買物券や公共施設の利用券などのサービスと交換するというものであります。

しかしながら、市町ごとにこの制度に取り組む場合、取得ポイントを還元するサービス等が当該市町内での利用に限定されるなど、魅力ある制度の構築が難しいという課題があります。

このような中、本年5月に国がとりまとめた「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」では、民間企業を活用して県と市町が協働で実施する健康マイレージ制度が、取組を広げるための推進方策として紹介されております。

県におきましても、「とちぎ健康21プラン（2期計画）」を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本目標に、多様な主体の連携・協同による「オールとちぎ体制」で取り組むという方向性を示されているところであります。

つきましては、栃木県が県内企業等と連携して取り組むことで、還元内容を充実させ、魅力ある様々なサービス等を設定することにより、効果的な事業が実施でき、引いては、全県的な医療費の抑制にもつながるものと考えられることから、オールとちぎで取り組む『健康マイレージ制度』の創設について、要望いたします。

【保健福祉部】

認定こども園施設整備に対する支援について

県内の待機児童数は3年ぶりに減少したものの、今なお、各市町において、待機児童の解消は喫緊の課題であります。

国は、待機児童の解消に向け、その受け皿となる認定こども園の設置・促進を図るため、認定こども園の新設や改修に必要な整備費の補助を実施しております。

しかしながら、認定こども園施設整備交付金については、国が対象事業費の1/2を補助するにとどまり、現行の補助率では市町や事業者にとって大きな負担となっております。

県におきましては、「とちぎ創生15戦略」で認定こども園などの整備による受入数の増加を図り、平成32年には待機児童をゼロにすることを目標に掲げております。

つきましては、県内の認定こども園の設置がより一層進むよう、県におかれましても、認定こども園施設整備に対して応分の負担をいただきますよう要望します。

【保健福祉部】

老人保健福祉施設整備における土地要件の緩和について

単身高齢者や高齢者世帯の増加、団塊世代の高齢化による高齢者人口の増加等に伴い、要介護、認知症高齢者が急激に増加しており、特別養護老人ホームの待機者が増えています。

高齢化社会を支えるためには、在宅における介護、医療サービスの充実を進めることも必要ではありますが、老老介護など家族の負担が大きくなってしまいう問題もあり、特別養護老人ホームでのサービスへの需要は益々高くなるものと思われています。

こうした中、各自治体においては、特別養護老人ホームの整備を効果的かつ計画的に推進しているところではありますが、土地の条件が施設整備の障害となっておりますので、下記の事項について要望いたします。

記

- 1 用途地域が定められていない地域の場合、家族や地域住民との交流の機会が確保されていると認められる地域の内、50戸以上の建築物の敷地が50m以内の間隔で存している地域（いわゆる50戸連担）の要件が、農村部での整備に制限が掛かってしまうことから、「建設予定地のすぐ近くに一定数の集落が形成されている場合、または集落の中に施設が位置づけられる場合」には設置が可能とするなど、緩和措置を図ること。
- 2 施設を建設する土地は、設置法人が所有することが原則とされているが、利用権設定（登記）など一定の条件を付することにより、賃貸も可能とするなど、緩和措置を図ること。

【保健福祉部】

在宅医療・介護連携推進事業に対する支援について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の公布により、在宅医療・介護連携推進事業が制度化されました。

在宅医療・介護連携推進事業は、地域支援事業の包括的支援事業に位置付けられ、平成30年4月までに各市町が実施することとされております。

現在は、県の補助事業である在宅医療連携拠点整備促進事業により、郡内医師会、県、郡内市町が連携し、在宅医療の推進に取り組んでいるところであり、各健康福祉センターが医師会と市町とのつなぎ役となり、市町を超え、広域的に医療圏に近い形で取り組みが推進されております。

郡医師会との連携について、医療資源の少ない町においては、このような形態で実施できることは大変有効であり、県が県医師会との連携や調整を行っていることで円滑に市町に情報が伝えられてきていると認識しております。

在宅医療・介護連携推進事業については、実施主体は市町となりますが、事業内容からも、市町単独での実施は困難であり、各市町においては人的、事務的負担が増えることは明白であります。

県におかれましては、各市町が円滑に事業に着手出来るよう、また、着手後も充実した地域支援事業を実施できるよう、引き続き広域的な連携を推進するための体制及び人材育成や研修会等の予算確保に配慮し、郡市医師会との調整や医療機関等との調整などの支援を継続するとともに、医師会、県、市町が一体的に取り組んでいける体制の構築を主導されるよう要望いたします。

【県土整備部】

通学路における国県道の道路拡幅及び歩道の整備促進について

県においては、国の防災・安全交付金を受け、社会資本総合整備計画の一環として「子供たちの安全を確保する通学路整備」計画（平成25年度～平成29年度）を策定し、県内国・県道における通学路を整備し、通学児童の安全確保を図られているところであります。

しかしながら、整備計画以外の国県道においても学校や地元住民の方々から、道路拡幅や歩道整備の要望が非常に多く寄せられており、いまだ未整備区間が存在しているところであります。

つきましては、今後、新たに計画される通学路整備計画において、未整備区間の解消を図るとともに、県の単独事業としても、未整備路線の早期着手、整備促進を図られるよう、要望いたします。

【県土整備部】

自然災害被災箇所の早期復旧及び災害に強いインフラ整備の促進について

近年、東日本大震災をはじめとし、竜巻、水害等、自然災害が頻発しております。この様な状況下において、各市町は復旧に係る財政負担が大きく、市町の財政を圧迫しております。しかしながら、復旧、復興に併せ、防災・減災対策としての社会インフラ整備も進める必要があり、そのためには、更なる県、国の支援が必要であります。

県におかれましては、下記の事項について早期に対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 頻発する台風や大規模豪雨などによる被害を踏まえ、災害に強いインフラ整備を促進すること。
- 2 集中豪雨により発生する河川氾濫や急激な増水による田畑、家屋への浸水などの災害を防止、軽減するため、河川の河床浚渫や内水排除のための河川工事等、予防的維持管理を促進すること。
- 3 国の災害復旧事業において、1カ所の工事費用が市町村工事に係るものにあっては60万円に満たないものは適用外とされており、また、採択基準や国の査定も厳しく、市町村の負担となることもあることから、限度額の引下げ、補助率の嵩上げ、採択基準の緩和など、国の補助対象基準の緩和について、国に対し働きかけること。
- 4 国の「災害等廃棄物処理事業費補助金」については、事業主体は市町村であり、市町村負担分の1/2に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされるが、残り2割の部分のほか、国庫補助対象事業以外にも経費を要する部分があり、市町村の財政負担となっていることから、交付税措置の嵩上げ及び国庫補助対象事業の拡充を図るよう、国に対し働きかけること。

【教育委員会】

学力向上対策の充実・強化について

本年4月に文部科学省が実施した「2016年度全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)において、小学校6年生の算数は全国最下位、国語2科目平均以下との結果に、地方創生に取り組んでいる各町は、移住・定住を促進するうえでも本県のイメージを低下させるのではないかと大変危惧しております。

先年来、県におかれては、とちぎっ子学習状況調査を実施するなど、学力向上に取り組まれているとは存じますが、更なる対策が急務であると思われま

す。つきましては、地方創生を推進するうえでも学力の向上を図ることは大変重要でありますので、学力向上対策の充実・強化のため、下記の事項について強く要望いたします。

記

1. 全国学力テストの結果を踏まえ、課題を分析し、早急に対策を講じること。
2. 本県独自の少人数教育として小学校3年生以上においても35人学級を早期に実現すること。
3. 非常勤講師の増員を図るとともに、市町に弾力的な運用を図ること。

【教育委員会】

特別支援教育に係る支援体制の充実について

近年、インクルーシブ教育の流れや教育に対する考えの多様化に伴い、通常学級において特別な支援を要する児童生徒が増加しております。

一方で、特別支援学級に入級を希望する児童生徒も増加しており、就学指導において特別支援学校への進学が望ましいと判定される児童生徒の在籍が増える傾向にあります。

このような現状の中で、児童生徒の障がいの特性を十分理解し、発達段階に応じた適切な指導を行うためには、専門性を有する教職員の育成・確保が急務であります。

県におかれましては、平成27年度の公立学校新規採用教員選考試験から、特別支援学級等において3年以上の勤務経験をもつ者を対象とする特別選考枠を新設され、小中学校における指導支援のさらなる充実が期待されるところでありますが、多くの教職員が特別支援学級を経験していくような仕組みづくりも必要であります。

つきましては、児童生徒の障がいの特性を十分理解し、発達段階に応じた適切な指導が行われるよう、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 特別な支援を要する児童生徒を通常学級において受け入れている場合に、適切な支援及び円滑な学級運営が図れるよう、学校の実情に応じた加配を行うこと。
- 2 小学校の特別支援学級担当教員の配当基準について、現行の学級数と同数から中学校と同等の学級数プラス1人への引き上げを行うこと。
- 3 より多くの教員が特別支援学級等の経験を積むことができるよう、研修交流に留まらない人事異動システムを構築すること。
- 4 特別支援学級の学級編制基準を特別支援学校と同じ6人とするよう、国に対して要望すること。

【教育委員会】

非常勤講師の増員と弾力的な配置について

発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加やいじめ・不登校等に関する事例の深刻化、家庭教育力の低下等、学校教育が抱える課題は複雑・多様化しております。それに伴い、学校での支援を必要としている児童生徒は年々増加傾向にあり、学校現場ではその対応に苦慮しているところです。

加えて、特別な配慮を必要とする児童生徒には、医療的なケアを必要とする児童生徒もあり、一部の町では町費により非常勤職員を配置している状況です。

県においては、小中学校非常勤講師配置事業により、低学年児童や指導困難な状況が見られる学校への非常勤講師の配置に取り組まれているところですが、小学校における学習支援の充実や特別支援教育への対応など学校現場におけるニーズは高く、十分な状況とはいえません。

つきましては、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実現し教育環境の向上を図るため小中学校非常勤講師配置事業について、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 各市町の教育委員会や学校現場の意向を踏まえ、希望する全ての学校へ非常勤講師の配置がなされるよう、必要な配置人数の増員・確保を図ること。
- 2 医療的ケアに従事できる非常勤職員を配置すること。
- 3 非常勤講師を市町の実情に応じて弾力的に配置できるようにすること。

【教育委員会】

公立小・中学校統合に関わる助成制度の創設について

小・中学校の適正配置の観点から、県内の市町において、小・中学校の統廃合が行われております。

現在、学校統合に対する助成制度は、国庫補助として「スクールバス購入費等の通学関係」及び「校舎又は屋内運動場の新設、増築経費の施設関係」があります。

しかしながら、適正な規模にするために学校統合を計画するにも、様々な経費が伴い、とくに財政が脆弱な小規模の町においては、厳しい財政の下で統合を進めているのが現状であります。

統合は、児童・生徒にとっては急激な環境の変化による生活や学習での精神面への影響も懸念されるところであります。

つきましては、充実した教育環境の整備を行うため、国庫補助制度に対する上乗せ助成制度や国庫補助対象外のものに対する県費助成制度を創設いただきたく要望いたします。

【教育委員会】

栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について

現在、食育の推進や食物アレルギーへの対応など、学校給食を取り巻く環境は大きく変化をしてきており、そうした中で、食の安全・安心の確保は、ますます重要性を増してきています。

特に、食物アレルギーを持つ児童・生徒にとっては、命にもかかわる問題であり、個々の要件を踏まえたきめ細やかな対応を図るためにも、栄養教諭及び学校栄養職員は必要不可欠な存在となっています。

県におかれましては、今年度より栄養教諭等の配当基準を見直し、国と同じ配置基準により各市町へ配置いただいているところですが、未だ栄養教諭等が配置されていない状況や、複数学校を兼務している配置では、食物アレルギー等、個別の課題に対応したきめ細やかな学校給食への配慮は困難であります。

つきましては、全ての児童・生徒が安全で安心な給食の提供を受けることができるよう、全ての調理場への栄養教諭等の配置拡大について要望いたします。

【教育委員会】

スクールソーシャルワーカーの補助事業化について

国においては、平成26年8月、貧しい家庭の子どもの教育や生活を支援するため、「子供の貧困対策大綱」を閣議決定し、スクールソーシャルワーカーを大幅に増員する方針を示しました。

県においては、スクールソーシャルワーカー活用事業として、国の補助を受け県内7教育事務所に各1名、計7人を配置しておりましたが、平成27年度は更に3名を追加配置されたところであります。

貧困問題など、子どもたちのおかれた環境の改善を図るためには、関係機関等との連携が必須であり、スクールソーシャルワーカーは、地域に密着し、常に動き回れる環境を整える必要があります。

一部の町においては、独自にスクールソーシャルワーカーを配置したことで、関係機関等との連携がスムーズになり、効果を上げているところです。

つきましては、教育と福祉をつなぐ重要な役割を果たすスクールソーシャルワーカーの活用に向けた事業の充実を図るため、現在のスクールソーシャルワーカー活用事業のほかに、独自に配置する市町へ財政的に補助する間接補助の事業化を要望いたします。

【教育委員会】

不登校児童生徒対策への支援について

友達関係、学力の遅延、家庭環境の変化など心理的な理由で不登校になっている児童生徒に自立心や社会性を身につけさせ、学校復帰や社会的自立を支援するために、各町においては、不登校児童生徒対策の一環として適応指導教室を開設しているところであります。

こうした中、適応指導教室に通級する児童生徒数及び保護者の相談件数は年々増加し、対応する相談員は多忙を極めております。加えて、住所地に通級する教室がない、環境を変えて支援を受けたい等の理由から、他町からの通級も受け入れている教室もあり、相談員の配置や施設の維持管理等、運営費の負担は多大なものとなっております。

県におかれましては、今年度、国の「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業」を受託され、適応指導教室における学習支援員や専門家の配置について支援を実施していただきましたが、今後の事業継続は不透明な状況であります。

つきましては、次年度以降の適応指導教室に対する財政支援の実施について国に対し働きかけるとともに、県におきましても不登校児童生徒対策に対する財政支援を講じられるよう要望いたします。